

川崎市飲用井戸及び自家用受水槽水道の管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法令の規制を受けないで人の飲用に供される水の適正管理、汚染時における措置及び汚染防止のための措置を定め、もって設置者等の自主管理による清浄な飲用水の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水施設 水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、水道法（昭和32年法律第177号）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）並びに川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年川崎市条例第8号）の適用を受けないものをいう。
- (2) 飲用井戸 専ら一戸の住宅に飲用水を供給する井戸の給水施設をいう。
- (3) 自家用受水槽水道 水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とし、専ら一戸の住宅に供給する受水槽を有する給水施設をいう。
- (4) 飲用井戸等 飲用井戸及び自家用受水槽水道をいう。
- (5) 設置者等 飲用井戸等の所有権を有する者又は維持管理の責任を有する者をいう。

(構造設備の基準)

第3条 飲用井戸の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対し十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

2 必要に応じて消毒設備を設けること。

(管理基準)

第4条 設置者等は、飲用井戸等を次の各号に定める基準によって管理するものと

する。

(1) 飲用井戸の管理基準

ア 給水する水について、色、濁り、におい及び味についての日常検査を行うこと。なお、給水する水に異常を認めたときは、必要な水質検査を行うこと。

イ 給水施設は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。

ウ 給水施設には、必要に応じて柵を設け、又はかぎを掛ける等みだりに人及び動物が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

エ 水槽を設ける給水施設においては、1年以内ごとに1回、水槽の清掃を定期に行うこと。

オ 塩素消毒を行う場合には、給水栓における水の遊離残留塩素を1リットル当たり0.1ミリグラム（結合残留塩素の場合は、1リットル当たり0.4ミリグラム）以上保持すること。ただし、供給する水が病原微生物に汚染されたことを疑わせるような生物又は物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、1リットル当たり0.2ミリグラム（結合残留塩素の場合は、1リットル当たり1.5ミリグラム）以上とすること。

カ 給水栓における水について、必要な水質検査を1年以内ごとに1回、定期的に行うように努めること。

キ 水質検査結果等の記録を3年間保存すること。

ク 給水施設の配置及び系統を明らかにした図面、構造物の平面図等を整理し、保存すること。

(2) 自家用受水槽水道の管理基準

ア 川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年川崎市条例第8号）第15条に準じて、給水施設の管理を行うこと。

イ 水質検査結果等の記録を3年間保存すること。

ウ 給水施設の配置及び系統を明らかにした図面、構造物の平面図等を整理

し、保存すること。

(検査機関)

第5条 飲用井戸の設置者等は、前条第1号カの規定による水質検査を、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に依頼することにより行うものとする。

(報告)

第6条 飲用井戸を設置しようとする者は、あらかじめ飲用井戸設置報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、当該井戸の所在地を管轄する保健所支所長に提出するものとする。

(1) 井戸周辺の平面図

(2) 井戸の構造図

(3) 給排水図

2 飲用井戸の設置者は前項に規定する、飲用井戸設置報告書（第1号様式）に記載してある事項に変更が生じたときは、飲用井戸報告事項変更報告書（第2号様式）に次に掲げる書類を添え、当該井戸の所在地を管轄する保健所支所長に提出するものとする。

(1) 井戸の構造を変更した場合は、変更後の井戸の構造図

(2) 井戸の給排水を変更した場合は、変更後の井戸の給排水図

3 飲用井戸の設置者は、飲用井戸を廃止したときは飲用井戸廃止報告書（第3号様式）を、当該井戸の所在地を管轄する保健所支所長に提出するものとする。

4 保健所長は、飲用井戸台帳（第4号様式）を備え付けるものとする。

5 設置者等は、飲用井戸等の水質検査の結果、飲用に不適當となったときは、速やかに当該井戸の所在地を管轄する保健所支所長に報告するものとする。

(衛生指導)

第7条 保健所支所長は、飲用井戸等について衛生指導を行うものとする。なお、現地指導を行うときは、飲用井戸検査表（第5号様式）及び自家用受水槽水道検査表（第6号様式）により実施するものとする。

2 保健所支所長は、前条第5項の報告を受けたときは、速やかに必要な指導を行うものとする。

3 上下水道事業管理者は、前2項の規定による指導に協力するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和62年12月8日から施行する。

(川崎市小規模受水槽施設の維持管理指導要綱の廃止)

2 川崎市小規模受水槽施設の維持管理指導要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に給水施設が設置されている場合は、第3条第4号の規定については、当該給水施設に適用しない。ただし、大規模な改造をする場合はこの限りでない。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第 1 号様式

飲 用 井 戸 設 置 報 告 書

年 月 日

（宛先） 川崎市保健所長

住 所
氏 名
電話番号

川崎市飲用井戸及び自家用受水槽水道の管理要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

飲 用 井 戸 の 名 称				
飲 用 井 戸 の 所 在 地				
井 戸 の 構 造	形状		深さ	

添付書類 井戸周辺の平面図 井戸の構造図 給排水図

第 2 号様式

飲 用 井 戸 報 告 事 項 変 更 報 告 書

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり飲用井戸設置報告書等の記載事項に変更が生じたので、川崎市飲用井戸及び自家用受水槽水道の管理要綱第 6 条第 2 項の規定により報告します。

飲 用 井 戸 の 名 称		
飲 用 井 戸 の 所 在 地		
変 更 事 項	旧	
	新	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 の 理 由		

添付書類 構造、設備の変更の場合は、井戸の構造図等

第 3 号様式

飲 用 井 戸 廃 止 報 告 書

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり飲用井戸を廃止したので、川崎市飲用井戸及び自家用受水槽水道の管理要綱第 6 条第 3 項の規定により届け出ます。

飲 用 井 戸 の 所 在 地	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

第4号様式

飲 用 井 戸 台 帳

設置者の住所				年	月	日
設置者の氏名				水 質 検 査 結 果		
電 話 番 号				年 月 日		
設 置 場 所				適 ・ 不適		
建築物	構 造	鉄骨・鉄筋・鉄骨鉄筋・木 造・その他 ()	地上 階 地下 階 塔屋 階	年 月 日		
	面 積	m ² 延べ床面積	m ²	年 月 日		
届 出 年 月 日				年 月 日		
施 設 番 号				適 ・ 不適		
竣 工 年 月 日				年 月 日		
給水開始年月日				適 ・ 不適		
利 用 者 数				年 月 日		
使 用 水 量				適 ・ 不適		
給 水 方 式		揚水ポンプ・水槽貯水・その他 ()		年 月 日		
主 な 配 管 材 質		ライニング鋼管・鋼管・その他 ()		適 ・ 不適		
滅 菌 装 置		有 (方式 ()) ・ 無		年 月 日		
井戸				適 ・ 不適		
設 置 場 所		屋内・屋外・その他 ()		年 月 日		
構 造	深さ・径			適 ・ 不適		
	深さ・径			年 月 日		
	使用材質			適 ・ 不適		
	汚染防止			年 月 日		
				適 ・ 不適		
水槽				年 月 日		
設 置 場 所		屋内・屋外・その他 ()		適 ・ 不適		
構 造		地下式・地上式・半地下式 (六面点検：可 ・ 不可)		年 月 日		
使 用 材 質		FRP・鋼製・その他 ()		適 ・ 不適		
容 量	合計	m ³ 縦	横	年 月 日		
		m ³ ×	×	適 ・ 不適		
		m ³ ×	×	年 月 日		
				適 ・ 不適		
揚水ポンプ				年 月 日		
設 置 場 所		屋内・屋外・その他 ()		適 ・ 不適		
機 種				年 月 日		
台 数				適 ・ 不適		
能 力				年 月 日		
ゆ う 出 量				適 ・ 不適		

飲 用 井 戸 検 査 表

所 在 地	
設置者（管理者）	
調 査 担 当 者	
調 査 年 月 日	
調 査 立 会 者	

検 査 事 項		判 定 基 準 等	番号	判定
井戸の 状 態		清潔であり、ごみ汚物等が置かれていないこと。	1	
		周辺にたまり水、わき水等がないこと。	2	
		さくを設ける等みだりに人畜が立ち入れない構造であること。	3	
		ふたや周囲がコンクリート等不浸透性材質でほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	4	
		点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	5	
		井戸本体に井戸用以外の配管設備が配置されていないこと。	6	
		水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	7	
貯水槽の 状 態	水槽の周囲の状態	清潔であり、ごみ汚物等が置かれていないこと。	1	
	水槽本体の 状 態	きれつ、漏水個所がなく、開口部、接合部のすきまがないこと。	2	
	水槽上部の 状 態	水槽の上部に水を汚染するおそれのある機器等がないこと。	3	
	水槽内部の 状 態	汚泥、赤さび等のちんでん物、内壁等の汚れ、塗装のはく離が異常でなく、水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	4	
		清掃を年1回定期的に行っていること。	5	
		当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	6	
	マンホール の 状 態	ふたが防水密閉型でほこり等の衛生上有害なものが入らないこと。	7	
		点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	8	
	オーバーフ ロー管の状 態	管端部に防虫網があり、昆虫その他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	9	
		管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	10	
	通気管の状 態	管端部に防虫網があり、昆虫その他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	11	
	水抜管の状 態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	12	
給水管等の状態		当該施設以外の配管施設と直接連結されておらず、水を汚染するおそれのある施設を貫通していないこと。	13	
水質 検 査	臭気	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	14	
	味	給水栓における水に異常な味が認められないこと。	15	
	色	給水栓における水に異常な色が認められないこと。	16	
	色度	給水栓において5度以下であること。	17	
	濁度	給水栓において2度以下であること。	18	

第6号様式

自家用受水槽水道検査表

所在地	
設置者（管理者）	
調査担当者	
調査年月日	
調査立会者	

検査事項		判定基準等	番号	受水槽 適否	番号	高置水槽 適否
施設の 外観検査	水槽の周囲の状態	清潔であり、ごみ汚物等が置かれていないこと。	1		13	
	水槽本体の 状態	きれつ、漏水個所がなく、開口部、接合部のすきまがないこと。	2		14	
	水槽上部の 状態	水槽の上部に水を汚染するおそれのある機器等がないこと。	3		15	
	水槽内部の 状態	汚泥、赤さび等のちんでん物、内壁等の汚れ、塗装のはく離が異常でなく、水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	4		16	
		清掃を年1回定期的に行っていること。	5		17	
		当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	6		18	
	マンホール の状態	ふたが防水密閉型でほこり等の衛生上有害なものが入らないこと。	7		19	
		点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	8		20	
	オーバーフ ロー管の状態	管端部に防虫網があり、昆虫その他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	9		21	
		管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	10		22	
水質検査	通気管の状態	管端部に防虫網があり、昆虫その他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	11		23	
	水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	12		24	
検査事項		判定基準等	番号	適否		
給水管等の状態		当該施設以外の配管施設と直接連結されておらず、水を汚染するおそれのある施設を貫通していないこと。	25			
	臭気	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。	26			
	味	給水栓における水に異常な味が認められないこと。	27			
	色	給水栓における水に異常な色が認められないこと。	28			
	色度	給水栓において5度以下であること。	29			
	濁度	給水栓において2度以下であること。	30			
	残留塩素	給水栓における水に遊離残留塩素（0.1mg/1以上）が検出されること。	31			